別表 （土壌汚染対策法の指定基準について）

特定有害物質（法第2条）			指定基準（法律第5条） 直接摂取によるリスク（土壌含有量試験） 平成15年 環境省告示第19号	指定基準（法律第5条） 地下水等の摂取によるリスク（土壌溶出試験） 平成15年 環境省告示第18号	参考（土壌の汚染に係る環境基準） 環境省告示第46号
クロロエチレン	第一種特定有害物質	揮発性有機化合物	－	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
四塩化炭素			－	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1，2－ジクロロエタン			－	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1，1－ジクロロエチレン			－	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1，2－ジクロロエチレン			－	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1，3－ジクロロプロペン			－	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン			－	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
テトラクロロエチレン			－	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1，1，1－トリクロロエタン			－	検液1Lにつき1mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。
1，1，2－トリクロロエタン			－	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン ※			－	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ベンゼン			－	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
カドミウム及びその化合物 ※	第二種特定有害物質	重金属等	土壌1kgにつき45mg以下であること。	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
六価クロム化合物			土壌1kgにつき250mg以下であること。	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
シアン化合物			遊離シアンとして土壌1kgにつき50mg以下であること。	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
水銀及びその化合物			土壌1kgにつき15mg以下であること。	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
（うちアルキル水銀）			－	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
セレン及びその化合物			土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物			土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物			土壌1kgにつき150mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
ふっ素及びその化合物			土壌1kgにつき4000mg以下であること。	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物			土壌1kgにつき4000mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。	検液1Lにつき1mg以下であること。
シマジン	第三種特定有害物質	農薬等	－	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チウラム			－	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
チオベンカルブ			－	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
PCB			－	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
有機燐りん化合物			－	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。
銅			－	－	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
1，4－ジオキサン			－	－	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

※土壌汚染対策法および土壌環境基準の改正（令和3年4月1日施行）による基準の変更。